

## 「村山市が設置する他の附属機関等の委員でない者」の取り扱いについて

### (目的)

1. 村山市農業委員会の委員の選任に関する規則（平成29年2月1日規則第2号）第3条第1項第1号及び村山市農地利用利用最適化推進委員の委嘱に関する規則（平成29年2月1日規則第1号）第3条第1項第1号に定める「村山市の設置する他の附属機関等の委員でない者」の取扱いを明確にするものである。

### (取扱い)

2. 地方自治法による附属機関とは、法律又は条例の定めるところにより、その担当する事項について調停、審議、諮問又は調査等を行う機関とされているが、村山市農業委員会の委員及び村山市農地利用最適化推進委員の候補資格である「村山市の設置する他の附属機関等の委員でない者」の取扱いを、農業委員会における会議等の重複防止や委員の高い中立性の確保を図るため、次のように定める。
  - 1) 「村山市が設置する他の附属機関等」とは、農業委員会の定例総会や所掌事務を遂行するに妨げとなる会議等が定期的に重複する恐れがある附属機関等とする。ただし、事件が発生し不定期に招集される附属機関等の委員は除く。（定期的とは、年4回以上を想定している。）
  - 2) 農業委員会の業務を遂行するに当たり、附属機関等の委員の立場上、高い中立性を確保することが困難と思われる附属機関等の委員とする。（充て職は除く）
  - 3) 村山市が設置する他の附属機関等の委員を次のとおりと定める。

附属機関等の委員等の名称
<input type="checkbox"/> 教育委員会の委員
<input type="checkbox"/> 監査委員会の委員
<input type="checkbox"/> 選挙管理委員会の委員
<input type="checkbox"/> 障害支援区分判定審査会の委員
<input type="checkbox"/> 介護認定審査会の委員
<input type="checkbox"/> 土地開発公社の理事及び監事